

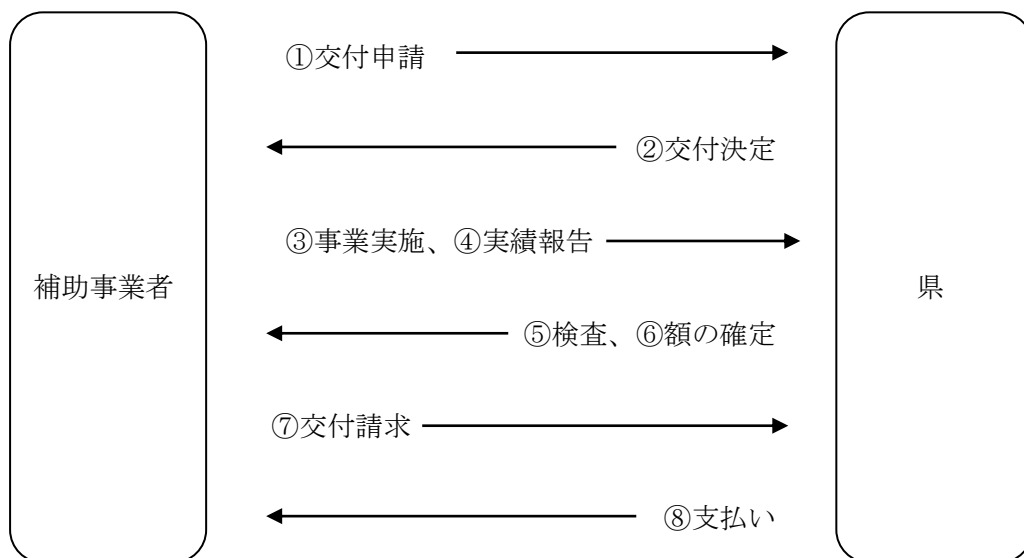
平成 31 (2019) 年度とちぎ県産石材利活用促進事業費補助金 Q & A

栃木県産業労働観光部工業振興課

《石材産業振興事業・県産石材利活用事業 共通編》

Q 1 補助事業はどのような流れになりますか。

A 1 下図のとおりです。なお、申請等に係る必要書類については、「とちぎ県産石材利活用促進事業費補助金交付要領」（以下、「交付要領」という。）を御確認ください。



Q 2 交付申請にあたり、必要書類の準備が一部遅れそうです。先に受付をしてもらい、一部書類を後から提出することはできますか。

A 2 必要書類がすべて揃ってから受付します。

なお、書類の作成方法等についての相談は随時お受けしますので、御不明な点がありましたら御連絡ください。

また、受付した場合も、詳細を確認する中で申請内容に不備があった際には、手続きを進めることができません。書類の訂正等を求められた場合は速やかに訂正・提出してください。

《県産石材利活用事業編》

Q 1 この補助事業の目的は何ですか。

A 1 県産石材の利活用を支援することによる、県産石材産業の振興を目的とします。

Q 2 この補助事業で対象となる県産石材とはどのようなものですか。

A 2 栃木県内で産出された大谷石、芦野石又は深岩石が対象となります。

Q 3 誰が申請をすることができますか。

A 3 次に掲げる方が申請できます。ただし、県税を滞納していない方に限ります。

(1) 栃木県内に事務所又は事業所がある中小企業者等であって、みなし大企業*でない方
※みなし大企業とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有。
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(2) 栃木県内に教育機関、福祉施設、医療機関を有する学校法人、社会福祉法人、医療法人等

(3) 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内に施工する場合には、次に掲げる方

① 栃木県内に本店又は主たる事務所若しくは事業所*を有する中小企業者

※主たる事務所若しくは事業所とは、登記されている事務所若しくは事業所のことをいいます。

② 栃木県内に本店を置く大企業

Q 4 補助対象となる事務所又は事業所とはどのようなものをいいますか。

A 4 不特定の多くの人々が利用する事務所や、店舗（住宅と併用されるものを含む。）等をいいます。

テナント物件を賃借している方でも申請できます。この場合、賃貸借契約書の写しと、貸主が施工に同意したことを証する書類の写しの添付が必要となります。

「建物の区分所有等に関する法律」第2条第3項に規定する「専有部分」も含まれます。

なお、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」において、風俗営業等の許可又は届出の対象とされるスナック、キャバレー等は対象となりません。

Q 5 補助対象となる教育機関、福祉施設、医療機関とはどのようなものをいいますか。

A 5 それぞれ次に掲げる施設をいいます。

ただし、利用者が原則として制限されない施設*に限ります。

○教育機関とは、私立の大学、短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、認定こども園等

○福祉施設とは、老人福祉施設、障害福祉サービス等事業所、児童福祉施設、保育所等

○医療機関とは、病院、診療所等

※利用者が原則として制限される施設とは、居住専用部分等一般の人が利用できないものをいいます。

Q 6 県産石材の一般への普及啓発効果があると認められることとはどのようなことをいいますか。

A 6 次に掲げること等、県産石材産業の振興を図るため優れた県産石材の良さを普及啓発することをいいます。

○県産石材の効果的な利用により、県産石材の認知度を向上させ、栃木県、東京都等に来訪する方々の県産石材利用の意識向上を図ること

○県産石材を利用し、より多くより多様な人の目に触れることで、栃木県、東京都等での更なる県産石材の利用拡大につなげること

具体例

- ・不特定の多くの人々が利用する事務所等又は施設であること
- ・外装、外構や入口等人目につきやすい場所に施工すること
- ・外装や外構等通行人へのPRにもなる場所に施工すること
- ・使用する石材が多量でありインパクトのある施工であること

Q 7 県産石材を利活用する工事等とは、どのような工事をいいますか。

A 7 事務所等の新築、増改築又は模様替のほか、石塀や駐車場等の外構工事、その他モニュメントや石彫*の設置又は遊歩道の整備等で、県産石材の一般への普及啓発効果の高い工事とします。

※モニュメントや石彫については、固定されているものに限りします。

Q 8 県産石材の使用量に要件はありますか。

A 8 施工場所によりそれぞれ要件があります。

栃木県内に施工する場合は、利活用する総面積が 20 m²以上、又は総体積が 2 m³以上です。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内に施工する場合は、利活用する総面積が 10 m²以上、又は総体積が 1 m³以上です。

なお、板材とブロック材の両方を利活用する場合は、板材とブロック材のそれぞれを面積又は体積に換算して積算し直します。

また、モニュメントや石彫を製作する場合の使用量は、製作に使用する石材の総体積が、栃木県内の施工については 2 m³以上、東京圏の施工については 1 m³以上です。

Q 9 建物の新築・増改築工事を進めている途中で、内外装材として県産石材を利活用することにしました。申請することはできますか。

A 9 県産石材を利活用する工事に着手しておらず、他の工事と明確に経費が区分できる場合は申請できます。

なお、補助金の交付決定前に、当該工事に着手した場合は交付決定できませんので注意してください。

Q10 工事期間に制限はありますか。

A10 工事は交付決定を受けた年度内に完了してください。

また、工事が完了したら、速やかに実績報告書を提出してください。（当補助金に係る工事が完了していれば、他の工事が完了していなくても構いません。）

Q11 県産石材と他の石材等を併用する場合には、補助対象経費をどのように計算すればよいですか。

A11 県産石材の利活用に係る工事部分のみが補助対象となります。県産石材の材料費及び利用面積等で按分した工事費の合計が補助対象経費になります。

Q12 どのような経費が補助対象になりますか。

A12 県産石材の利活用に係る材料費と工事に要する経費*が対象になります。

なお、設計管理料は対象になりません。

※県産石材を貼り付けるための下地に要する経費、運搬費、処分料など

Q13 県産石材を購入し、自ら工事を行った場合には対象となりますか。

A13 県産石材の購入費のみが対象となります。

Q14 補助金はどのように算定されますか。

A14 補助対象経費の2分の1以内で予算の範囲内で交付します。

ただし、栃木県内に施工する場合は、上限が100万円、下限が10万円です。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内に施工する場合には、上限が50万円、下限が10万円です。

Q15 同一の事業に対して、他の団体から重複して補助金等を受給することができますか。

A15 他の団体から補助金等を受給する場合には、その額を補助対象経費から控除します。

Q16 補助対象事業はどのように決定されるのですか。

A16 県が受理した申請の中から、内容を審査の上、原則として受付順により、予算の範囲内で決定します。

Q17 補助事業を実施する中で、当初の計画を変更する必要が生じました。変更してもよいですか。

A17 やむを得ず計画の変更が必要となった場合は、当該事業に着手する前に必ず御相談ください。変更の手続きが必要となる場合があります。

例えば、使用する石材の量の変更、石材を使用する箇所の変更等、施工現場で発生した変更であっても必ず御相談ください。

Q18 その他、留意事項はありますか。

A18 申請時の添付書類として見積書等の写し及び工事図面等の写しを御提出いただきますが、県産石材の使用箇所及び面積等を明確にして御提出ください。(方法例：図面のうち県産石材使用箇所をマーカーで囲み、また、面積等の計算式を図面余白や別紙に記入する。等)

(当方で、見積書に記載の面積等と図面に記載の面積等が一致するか確認を行います。使用面積等が明確に記入されておらず確認が困難である場合は、交付申請を受け付けることができません。)

《石材産業振興事業編》

Q1 申請者となることができる「石材組合等」とは、どのような団体ですか。

A1 栃木県内に所在する石材産業に係る事業協同組合その他の団体をいいます。

Q2 補助対象事業は、具体的にはどのような事業ですか。

A2 次のような事業が考えられます。

(1) 普及宣伝事業

- ・商品カタログ、営業用サンプルの作成
- ・県産石材の普及を目的とした講演会等の開催
- ・県産石材の優良活用事例に対する表彰事業 等

(2) 需要開拓・販売促進事業

- ・全国規模の展示会への出展事業
- ・県産石材の消費拡大を目的としたイベントの開催 等

(3) 新商品開発事業

- ・県産石材の新たな活用方法の研究
- ・県産石材を利用した新商品の開発 等

Q3 組合等が継続して実施している事業を補助対象とすることはできますか。

A3 継続して実施する事業も補助対象としますが、可能な限り、事業の拡充や見直しを図るよう努めてください。

Q4 原材料費や消耗品費は、補助対象経費になりますか。

A4 補助事業遂行上、必要な範囲内で対象になります。補助事業に必要な数量のみを取得し、受払簿を作成する等適正に管理してください。

Q5 補助事業に係る経理を行う上で留意する点は何ですか。

A5 組合等の一般事業と補助事業を明確に区分して、帳簿及び証拠書類は区別して整理保管してください。

なお、補助事業実施に係る証拠書類（納品書、請求書、領収書等）が確認できない費用は、交付決定がされていても、額の確定において補助対象経費に含めることができません。

Q 6 補助事業を実施する中で、当初の計画を変更する必要が生じました。変更してもよいですか。

A 6 やむを得ず計画の変更が必要となった場合は、当該事業に着手する前に必ず御相談ください。（変更の手続きが必要となる場合があります。）

なお、複数の組合等からの交付申請額の合計が予算額を超えた等の理由で交付決定額が交付申請額を下回った場合も、交付申請どおりに事業を実施することが必要となります。

※交付要領やQ&Aを御確認の上、適正に事業遂行してください。また、御不明な点がある場合は、工業振興課担当者と緊密に連絡を取り合いながら事業を実施してください。